

令和5年度 三郷町保育園等利用申込案内

【保育園等（保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業）とは】

保護者及び同居の親族の方が、就労などにより家庭内で保育ができない場合、保護者に代わりお子さんを保育する児童福祉施設です。

★「下の子に手がかかる」「集団生活に慣れさせたい」というような理由で入園はできません。

保育園等の利用には、下記の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園(※)、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園など

※私立幼稚園については、新制度に移行した園と、旧制度のままで継続する園があり、各園の判断でどちらか選択されています。（旧制度継続の私立幼稚園を利用される場合は、支給認定を受ける必要はありません）

【認定基準】

児童と保護者が三郷町に住んでおり、保護者が次の保育事由のいずれかに該当し、家庭で保育できないと認められる場合。

保育事由	認定基準
①就労	児童の保護者が1ヶ月あたり48時間以上就労することを常態としており、その児童の保育ができない場合。
②妊娠・出産	児童の保護者が妊娠中であるか又は出産後間がなく、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は出産予定日より6週前の日の属する月の1日から、8週後の日の翌日の属する月の末日までとします。
③疾病・障がい等	児童の保護者が病気、負傷、心身障がい等を有しており、その児童の保育ができない場合。
④介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているためその児童の保育ができない場合。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧のためにその児童の保育ができない場合。
⑥求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているため、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は、求職活動時最大3ヶ月、起業準備時最大6ヶ月とします。
⑦就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は就学期間内とし、自動車教習所・在宅学習は不可とします。
⑧児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある場合。
⑨育児休業	育児休業取得時、既に保育を利用している児童がおり、継続利用が必要で出産後1年以内に復職をする場合。 ※新規申込の場合は、復職予定月又はその前月からの利用開始について申込むことができます。
⑩その他上記に類する状態にあると町長が認める場合	

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によって「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」に区分されます

保育必要量	保育時間	保育事由
保育標準時間認定	1日11時間の保育	就労（就労時間が月120時間以上）及び下記以外の事由
保育短時間認定	1日8時間の保育	就労（就労時間が月120時間未満）、求職活動、育児休業

令和5年度保育園等新規入園の随時受付について

【利用までのながれ】

★事前に必ず見学を済ませておいてください★

申込受付

◇入園希望月の2ヶ月前の1日～20日 ※土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
(町内の保育園等で保育士として勤務する場合はこの限りではありません。)

【ご注意】
※上記期間外での受付はできません。育児休業から復職予定等の場合は特にご注意ください。
※1日が土・日・祝日の場合はその翌日以降で最初の平日から、20日が土・日・祝日の場合はその前の平日までとなります。詳細はホームページをご覧ください。

◇こども未来課（三郷町福祉保健センター内）にて申込書等の配布、受付を行います。

(各保育園等での配布、受付は行いません。ホームページからもダウンロードできます。)

◆対象児童◆

令和5年度クラス	生年月日	備考
0歳児	R4.4.2～	小規模・家庭的保育申込可
1歳児	R3.4.2～R4.4.1	小規模・家庭的保育申込可
2歳児	R2.4.2～R3.4.1	小規模・家庭的保育申込可
3歳児	H31.4.2～R2.4.1	
4歳児	H30.4.2～H31.4.1	
5歳児	H29.4.2～H30.4.1	

- ・受付できるのは申込時点で既出生されている児童となります。
- ・入園日は各月の1日となります。
- ・慣らし保育期間中は通常より早い時間にお迎えに行ってください必要がありますので、育児休業からの復職予定で申し込みされる方は入園日にご注意ください。(復職予定月またはその前月を入園希望月として申し込むことができます。)
- ・育児休業期間の延長のために申し込みされる際には、入園日や申込受付期間とあわせて、勤務先に提出が必要な書類等について十分ご確認ください。(ご不明な点等がある場合はこども未来課までお問い合わせください。(TEL:0745-43-7322))

【町外の保育園等の利用を申し込む場合（転出予定の場合も含む）】

受付は三郷町こども未来課となりますが、受付期間や必要書類等は希望施設のある市区町村により異なりますので必ずご確認ください。また、申込書類等は三郷町を通じて希望施設のある市区町村へ郵送いたしますので、余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

【町外にお住まいで三郷町内の保育園等の利用を申し込む場合（転入予定の場合も含む）】

現在お住まいの市区町村を通じて申込書類等をご提出ください。
詳しくは三郷町こども未来課までお問い合わせください。(TEL:0745-43-7322)

申込書類の審査・確認
及び
選考順位の決定

提出された書類等の審査・確認を行い、選考順位を決定します。
※選考順位については別途選考基準をご確認ください。

選考会議
及び
入所内定・保留通知

毎月、各保育園等の空き状況を勘案し、選考順位により選考会議で内定者を選考します。
内定者には内定通知書を送付いたします。その後は内定した施設にて面談を受けていただきます。
※内定に至らなかった方には保留通知書を送付いたします。また、令和5年度中の申込者名簿に登録され、以後毎月の選考会議の選考対象となります。

面談

内定した児童と保護者には各保育園等での面談を受けていただきます。
面談終了後、集団保育に支障がないと認められれば、入園決定となります。

認定・入園決定

入園決定関係書類を送付いたします。

【ご注意ください】

- ・お申し込みは年度ごとに必要となります。
- ・面談の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定を取り消す場合があります。
- ・申込書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、入園の決定等は取り消しとなります。
- ・必要書類の提出がない場合、選考の対象にはなりません。
- ・転入予定で申込みし入園が決定した場合は、入園月の前月末までに転入手続き及びこども未来課にて改めて手続きをしていただく必要があります。
手続きが完了されなかった場合は、決定等を取り消し辞退扱いとする場合があります。

申込必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書

⇒マイナンバーに係る確認書類をご持参ください。

(詳しくは下記の「マイナンバー(個人番号)について」をご確認ください。)

⇒申込書記載事項に応じて、アレルギー検査表や医師の診断書等を添付してください。

②保育認定基準確認書類 ※保護者全員の書類が必要です。

保育必要理由	証明書類
就労(内定)【会社員等】	・就労証明書(申込時点から3ヶ月以内のもの)
就労【自営業】	・就労証明書(申込時点から3ヶ月以内のもの) <<添付資料>> 事業内容が分かる確定申告書等の写し <small>※新規開業等で確定申告書等が添付できない場合は、お住まいの地区の民生・児童委員の証明が必要です。</small>
妊娠・出産	・母子手帳(表紙及び出産予定日欄のページのコピー)
保護者の疾病・障がい等	・疾病・障がい状況申告書 <<添付資料>> 医師の診断書(申告書の医療機関記入欄に記載のある場合は不要) 障がい者手帳(所持者のみ)
同居親族の介護・看護	・介護・看護状況申告書 <<添付資料>> 介護・看護を受ける方についての確認書類 ⇒医師の診断書、障がい者手帳、施設入所証明書等
災害復旧	・罹災証明書等
求職活動・起業準備	・求職活動支援機関等利用証明書
就学・職業訓練	次の①又は②のいずれか ①就学等(予定)証明書 ②在学証明書、在学期間がわかるもの及びカリキュラムや時間割表等のスケジュールが確認できるもの。
児童虐待・DV	こども家庭相談センター等からの意見書等

③住民税(非)課税証明書

・4～8月入園選考分は令和4年度分の証明書(令和4年1月1日時点で三郷町に住民登録のない方のみ)

・9～3月入園選考分は令和5年度分の証明書(令和5年1月1日時点で三郷町に住民登録のない方のみ)

なお、申込時点で三郷町に住民登録があり、申込書にマイナンバーをご記入いただいている場合は不要です。

※マイナンバーによる情報連携を行い、所得状況が確認できない場合は、別途課税証明書の提出を依頼する場合があります。

※保護者の所得等によっては、同居祖父母等の課税証明書の提出を依頼する場合があります。

④転入誓約書・転入予定地が分かる契約書の写し・現住所地の住民票の写し(転入予定でお申し込みの方のみ)

マイナンバー(個人番号)について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、手続きの際にマイナンバー(個人番号)の記入が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

また、申込書類をご提出いただく際に、窓口にて**申請保護者の①番号確認と②本人確認ができる書類**の提示が必要となります。

①番号確認書類(次のいずれか1点)	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード ・マイナンバーの記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 	
②本人確認書類(Aのいずれか1点、またはBのいずれか2点)	
A(顔写真付き本人確認書類)	B(顔写真なしの本人確認書類)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・その他、官公署発行の顔写真付きの書類等 (「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・公共料金の領収書 ・その他、官公署発行の顔写真なしの書類等 (「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているもの)

①・②いずれも、申込書に記載した「申請保護者」の書類をご持参ください。

(例:「申請保護者」が父で、窓口へ提出に来られるのが母の場合、父の確認書類①・②(コピーでも可)をご持参ください。)

産前・産後休業期間中の入園について

《入園希望月について》

出産予定日より6週前の日の属する月から、8週後の日の翌日の属する月までの間での入園希望月について申込受付が可能です。

例) 出産予定日が6月1日の場合、4月から7月の間の入園希望月分のお申し込みが可能です。

《産後8週後の復職について》

産前6週・産後8週の間での入園希望で、産後8週後に育児休業を取得する場合は、保育事由は「妊娠・出産」での選考となりますが、出産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までに復職し、申込書の誓約事項に同意された場合には保育事由は「就労」として選考いたします。

ただし、期日までに復職されなかった場合は退園となります。

なお、新しくお生まれになるお子さまの保育については、事前に確保いただくようお願いいたします。

【ご注意ください】

- 申込時点でご妊娠されていることが判明している場合は、必ず申込書に出産予定日等をご記入ください。ご記入がない場合には、お申込み及び決定等は取消となります。
- 「妊娠・出産」として選考し、入園が決定した場合は、下記『育児休業中の入所について』も必ずご確認ください。
- 「就労」として選考し、入園が決定した場合は、復職後1ヶ月以内に必ず「復職証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。ご提出がなく、復職されたことが確認できない場合は退園となります。
- 新しくお生まれになるお子様の保育が事前に確保できず、期日までに復職できない場合は退園となります。

育児休業中の入園について

《入園希望月について》

育児休業からの復職予定月またはその前月からの入園希望月について申込受付が可能です。ただし、期日までに復職されなかった場合は退園となります。

例) 復職日が5月10日の場合、4月または5月の入園希望月分のお申し込みが可能です。

※入園後数日間は慣らし保育で保育時間が短くなり、お迎えの時間が早くなりますので復職月と入園希望月を同月とする場合はご注意ください。

《すでにきょうだい保育園等在園の場合》

在園児の保護者が育児休業を取得する場合、保育を必要とする事由がなくなることから在園児は原則として育児休業に入る日の月末で退園となります。

ただし、育児休業対象児童の1歳の誕生日までに復職予定であることが記載された「復職予定証明書」の提出がある場合のみ、その期間中の継続利用が可能です。

※復職予定日が1歳の誕生日を超える場合は在園児の継続利用はできません。

(育児休業に入る日の月末で退園となります。)

また、育児休業の延長取得に伴う在園児の継続利用についての取り扱いは、以下のとおりです。

■復職のために育児休業対象児童の利用申込みをしたが保留となった場合

新たに、育児休業対象児童の2歳の誕生日までに復職予定であることが記載された「復職予定証明書」を提出すれば継続利用の延長が可能です。

【ご注意ください】

- 育児休業から復職予定で入園が決定した場合は、復職後1ヶ月以内に必ず「復職証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。ご提出がなく、復職されたことが確認できない場合は退園となります。
- 育児休業を取得された場合、在園児は保育短時間認定(1日8時間までの保育)に変更となります。
- 出産後1ヶ月以内(育児休業期間が決定した時点)に必ず「復職予定証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。

三郷町内保育施設一覧表

※見学については、各園に直接お問い合わせ下さい。

施設名	保育所				小規模保育事業	家庭的保育事業		
	西部保育園	勢野保育園	希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘第二保育園	レイモンドヒルズ保育園	ピオスキッズ保育園	ひだまり保育園	ちいさなたね保育園
設置・経営	三郷町	社会福祉法人 仁福祉会	社会福祉法人 見真会		社会福祉法人 樟櫨会	社会福祉法人 仁風会	真鍋 陽子	春木 ゆう
所在地	636-0821 立野北1丁目45-5	636-0811 勢野東2丁目12-3	636-0811 勢野東4丁目12-22	636-0822 立野南2丁目7-7	636-0815 勢野北5丁目10-39	636-0814 勢野5048番1	636-0801 夕陽ヶ丘13-11	636-0824 城山台2丁目12-3
電話番号	0745-73-7634	0745-72-3072	0745-73-0004	0745-72-3338	0745-34-2255	0745-31-5625	0745-72-4366	0745-34-2660
開園年月	昭和49年6月	昭和26年11月	昭和53年11月	昭和59年2月	令和4年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月
定員	120名	90名	105名	120名	60名	19名	5名	5名
入園可能月齢	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降	生後5ヶ月以降		生後57日以降	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降
保育時間 (早期)	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:00	月～土 7:20～8:20		月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30
保育時間 (通常)	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00	月～金 8:20～16:20 土 8:20～12:00		月～土 8:30～16:30	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00
保育時間 (長時間)	月～金 16:30～18:30 土 12:00～16:00 第4土曜日 なし	月～金 16:00～19:00 土 12:00～14:00 ※長時間料金なし	月～金 16:20～18:20 土 12:00～14:00 第4土曜日 なし		月～土 16:30～18:30	月～金 16:30～18:30 土 12:00～14:00 第4土曜日 なし	月～金 16:30～18:30 土 12:00～14:00	月～金 16:30～18:30 土 12:00～16:00 土曜日については要申込 第4土曜日 なし
延長保育	月～金 18:30～20:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)		月～金 18:20～19:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)		月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 150円/30分(要予約)	月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 300円/日(要予約)	月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 300円/日(要予約)	月～金 18:30～20:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)
慣らし保育	3歳未満の新入園児のみ 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 通常保育時間	3歳未満児のみ 1日目 8:00～12:00 2日目 8:00～13:00 3日目 年齢により相談	新入園児のみ 1日目 9:00～10:00 2日目 8:20～12:00 3～4日目 8:20～15:00		要相談	要相談	新入園児のみ 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 通常保育時間	新入園児のみ 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 年齢により相談
休園日	日曜日・祝日 年末・年始(12/29～1/3)							
特別保育 事業	延長保育 一時預かり保育 障がい児保育 地域活動事業 家庭支援推進保育 子育て支援センター	延長保育 障がい児保育 地域活動事業	延長保育 一時預かり保育 障がい児保育	延長保育 一時預かり保育	延長保育 障がい児保育 子育て支援事業	延長保育	延長保育 一時預かり保育	延長保育
連携施設						西部保育園 レイモンドヒルズ保育園	西部保育園 レイモンドヒルズ保育園	西部保育園 レイモンドヒルズ保育園

○申込・問合せ

三郷町役場 こども未来課

住所 : 三郷町勢野西1丁目2番1号(福祉保健センター内)

電話 : 0745-43-7322(直通)